

るべからざる由ある有職の人の仰せられき。

何人の仰にかと重ねて問返し難かりし故に、其人の名をばつるに承らざりき、口惜き事なり、此事を思ふに、たとへば御水尾院の御諱政仁をまさひと、は申さで、ことひと、申し、今の仙洞元[○]の御名を、識仁と云るして、のりひと、は申さで、さとひと、申の類なるべし、

さては將軍家の御名など撰申さんには、心得あるべき事也、我國に傳はるのみにあらず、異朝の後の代までも云るし傳ふべければ、いかにも經書の文字を取用うべし、たゞに經書の字を取用ひんのみにもあらず、唱へまゐらす所も、心得あるべきよしを申き、

今按するに、室町殿の代々の御諱に、讀得がたき事ありとぞ覺ゆる、寶篋院殿の御諱を義詮と申き、詮の字を教と唱る人あれど、普廣院殿を義教と申まゐらせしかば、いかに其祖考の御諱に同じき唱の名をば付させ給ふべき、又詮の字を昭と唱る人あれど、靈陽院殿を義昭と申まゐらせしかば、是も先祖の御諱におなじきと成への名は付させ給ふべからず、拾芥節用等を見るに、詮の字の訓に、教と昭との外に、別の訓も見えぬは、寶篋院殿の御諱は、必らず別なる訓のありしを、世の人其傳を失ひしなるべし、殿[○]追て拾芥抄を考るに、詮の字と訓と、猶たづぬべし、蓋寶篋院

大塔宮の御諱を護良と云るして、よりよしと世には云傳へたれど、實はよりながと申まゐらせき、是等また同時の事なれば、義詮のとなへ、必らず世に云傳るがごときにあらず、是等の事を思ふに、先師の傳へし所、誠に誣すとすべし、

右は名の字に、定まれる字なきのみにあらず、唱る所も定れるとなへなき證の三ツなり、〔本邦名字説〕凡ソ物必名アリ、飛潛動植器物ニ到ルマデ皆名アリ、況ヤ人ニ於テヲヤ、人ノ名アルハ自然ナリ、宇宙ノ間、凡ソ人類、スベテ名ナクンバアルベカラズ、但周ノ世、文ヲ尙テ、元服シテ字アリ、其後襲ヒ來テ皆然リ、本邦古ヨリ字ナシ、アザテ中葉遣唐使アリテヨリ、唐ノコトヲ見習ヒ、事多ク